

# 電気関係法規 訂正のお知らせ

(2024.1.22 作成／2024.3.28 訂正)

以下のように訂正いたします。

●目次（第3章のみ）、第3章～第6章と付録の全体

一般用電気工作物 → 一般用電気工作物等

●目次（第6章のみ）、第2章と第6章の全体

小出力発電設備 → 小規模発電設備

●18頁 図1-2『電気保安関係法令の相互関係』の図中文字

～「小出力発電設備」に～ → ～「小規模発電設備」に～

●22頁 3行目

～変電，送電～ → ～変電，蓄電，送電～

●22頁 下から1行目

～電気工作物と，それ以外の自家用電気工作物に分けている（電事法第38条）。

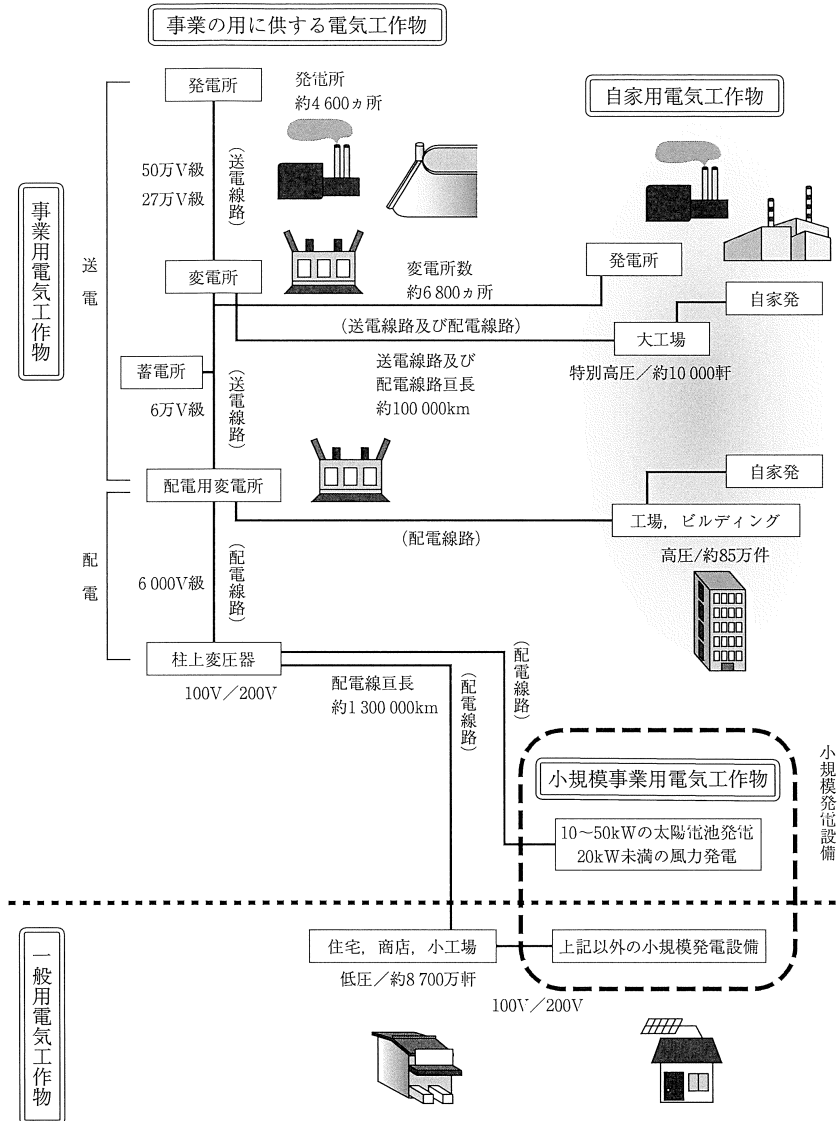


～電気工作物，それ以外の自家用電気工作物，小規模事業用電気工作物に分けている（電事法第38条）。

●22頁 表2-1『電気工作物の種類』 を以下に差し替える。

電気工作物	一般用電気工作物 一般住宅，商店，小規模事務所等の屋内配線，一般家庭太陽光発電
	事業用電気工作物 電気事業の用に供する電気工作物 電力会社や工場などの発電所，変電所，送電線，配電線 自家用電気工作物 自家用発電設備，工場・ビルなどの600Vを超えて受電する需要設備 小規模事業用電気工作物 10kW以上50kW未満の太陽光発電設備，20kW未満の風力発電設備

●23頁 図2-1 『電気工作物の種類』 を以下に差し替える。



●24頁 3行目

～送電事業者，特定送配電事業者，小売電気事業者，発電事業者に～



～送電事業者，配電事業者，特定送配電事業者，小売電気事業者，発電事業者，特定卸供給事業者に～

●25頁 図2-3 『電気事業者の種類』 を以下に差し替える。

電気事業者	一般送配電事業者 (電事法第2条第1項第八～九号)	………	自らが維持し，及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業者  〔北海道電力ネットワーク，東北電力ネットワーク，東京電力パワーグリッド，中部電力パワーグリッド，北陸電力送配電，関西電力送配電，中国電力ネットワーク，四国電力送配電，九州電力送配電，沖縄電力〕
	送電事業者 (電事法第2条第1項第十～十一号)	………	自らが維持し，及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う事業 〔電源開発送变电ネットワーク，北海道北部風力送電，福島送電〕
	配電事業者 (電事法第2条第1項第十一号の二～第十一号の三)	………	自らが維持し，及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業者
	特定送配電事業者 (電事法第2条第1項第十二～十三号)	………	自らが維持し，及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業，一般送配電事業者若しくは配電事業を営む他の者にその小売電気事業，一般送配電事業者若しくは配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業者 〔住友共同電力，王子製紙，六本木エネルギーサービス等〕
	小売電気事業者 (電事法第2条第1項第一～三号)	………	小売供給（一般の需要に応じ電気を供給すること）を行う事業者 〔V-Power，丸紅新電力，ミツウロコグリーンエネルギー，イーレックス，エネット等〕
	発電事業者 (電事法第2条第1項第十四～十五号)	………	自らが維持し，及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業，一般送配電事業，配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し，又は放電する事業 〔六本木エネルギーサービス，電源開発，住友共同電力，JFEスチール，日本原子力発電，各電力会社等〕
	特定卸供給事業者 (電事法第2条第1項第十五号の二～第十五号の四)	………	発電等用電気工作物を維持し，及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を，小売電気事業，一般送配電事業，配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として特定供給を行う事業者 〔大阪瓦斯，三菱重工業，日立造船，各電力会社等〕

●26 頁 下から 10 行目～4 行目

- ① 出力50kW未満の太陽電池発電設備
- ② 出力20kW未満の風力発電設備
- ③ 出力20kW未満のダム式以外の水力発電設備



- ① 出力10kW未満の太陽電池発電設備
- ② 出力20kW未満のダム式以外の水力発電設備

※②を削除して③を②に修正する。以降、④～⑥ → ③～⑤ に修正する。

●27 頁 下 1 行目 の後に以下を追加する。

令和 5（2023）年 3 月 20 日前の「電事法」で一般用電気工作物として扱われ、保安規制の対象外だった10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備と20kW未満の風力発電設備は、「電事法」の改正により令和 5（2023）年 3 月 20 日以降は、小規模事業用電気工作物という新たな類型に位置づけられて、基礎情報の届出や使用前の自己確認等が義務化された。

「電事法」の改正内容は、以下のとおりである。

- ① 技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）も、技術基準適合維持義務の対象となる。
- ② 基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は、基礎情報の届出が義務となる。
- ③ 使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物（太陽電池：500～2000kW未満、風力：20～500kW未満）及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10～500kW未満、風力：20kW未満）は、使用前自己確認が義務となる。

50

※ 500kW は誤りで、正しくは 50 kW 未満です。

●34 頁 下から 5 行目

～第四号ハ又は第七号～第十二号に～ → ～第四号ハ又は第八号～第十三号に～

●35 頁 表 2－5①『事故の内容、報告先』 四 へ の後に追加する。

ト 出力 1 万kW以上又は容量 8 万kWh以上の蓄電所

※以降、ト～リ → テ～ヌ に修正する。

●35 頁 表 2－5①『事故の内容、報告先』 五 の 2 行目

～第八号から第十号までに～ → ～第九号から第十一号までに～

●36 頁 表 2-5②『事故の内容、報告先』 六 の後に追加する。

---

七 出力 10 万 kW 以上の蓄電所に係る 7 日間以上の放電支障事故

---

※以降、七～十三 → 八～十四 に修正する。

●36 頁 表 2-5②『事故の内容、報告先』 七 の 4 行目

～第九号及び第十一号に～ → ～第十号及び第十二号に～

●36 頁 表 2-5②『事故の内容、報告先』 八 の 2 行目

～第十号及び第十一号に～ → ～第十一号及び第十二号に～

●36 頁 表 2-5②『事故の内容、報告先』 十一 の 1 行目

～電気工作物又は～ → ～電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は～

●36 頁 表 2-5②『事故の内容、報告先』 十一 の下から 2 行目

～一般送配電業者又は～ → ～一般送配電業者、配電事業者又は～

●38 頁 第 2 章のまとめ 2.

～自家用電気工作物に～ → ～自家用電気工作物、小規模事業用電気工作物に～

●39 頁 第 2 章の練習問題 2. に以下を追加する。

- ⑤ 配電事業者
- ⑥ 特定卸供給事業者

●39 頁 第 2 章の練習問題 4.

② 低圧で～出力 15kW の～ → ② 低圧で～出力 5kW の～

●40 頁 第 2 章の練習問題 5.

① 受電電力の～出力 15kW の太陽電池発電設備を～



① 受電電力の～出力 15kW の水力発電設備を～

●77 頁 第 4 章のまとめ 3.

(1) 一般電気工作物の電気工事を～ → (1) 一般用電気工作物等の電気工事を～

●97 頁 図5-2『特定電気用品の表示(例)』の図中文字

(令和2年11月26日現在, 国内外に14の機関がある)



(令和5年10月2日現在, 国内外に15の機関がある)

●106 頁 下1行目 の後に以下を追加する。

(5) 令和2(2020)年2月

太陽電池モジュールの支持架台の標準仕様, 小出力発電設備である太陽電池発電設備についての仕様

●110 頁 下から3行目

～発電所又は～ → ～発電所, 蓄電所又は～

●111 頁 表6-1『準用の例』 4行目

～発電所又は～ → ～発電所, 蓄電所又は～

●112 頁 5行目と6行目

～発電所～ → ～発電所, 蓄電所～

●114 頁 5行目

～第1条第四号で～ → ～第1条第五号で～

●114 頁 7行目

～ものをいう。」と～ → ～もの(蓄電所を除く。)をいう。」と～

●115 頁 下から1行目

～第232条) → ～第234条)

●123 頁 1行目

～第108条第1項に～ → ～第108条に～

●123 頁 13行目

また, 太陽電池モジュールに～



また, 太陽電池モジュール, 燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に～

●123 頁 18 行目～20 行 (3) (4) を以下に差し替える。

- (3) 直流電路を構成する太陽電池モジュールにあつては、当該直流電路に接続される太陽電池モジュールの合計出力が10kW以下であること。
- (4) 直流電路を構成する燃料電池発電設備にあつては、当該直流電路に接続される個々の燃料電池発電設備の出力がそれぞれ10kW未満であること。
- (5) 直流電路を構成する蓄電池にあつては、当該直流電路に接続される個々の蓄電池の出力がそれぞれ10kW未満であること。
- (6) 直流電路に機械器具（太陽電池モジュール、燃料電池発電設備、常用電源として用いる蓄電池、直流変換装置、逆変換装置、避雷器、第154条に規定する器具並びに第200条第1項第一号において準用する第45条第一号及び第三号に規定する器具及び第200条第2項第一号ロ及びハに規定する器具を除く。）を施設しないこと。

●124 頁 下から5行目

～過熱焼損から機械器具及び～ → ～過熱焼損から電気機械器具及び～

●125 頁 10 行目

イ 発電所又は～ → イ 発電所、蓄電所又は～

●126 頁 5 行目

～この発電所、変電所～ → ～この発電所、蓄電所、変電所～

●126 頁 6 行目

～第1条第八号] → ～第1条第九号]

●128 頁 下から7行目

～第1条第十六号で～ → ～第1条第十七号で～

●129 頁 19 行目 に以下を追加する。

ただし、一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物が設置された需要場所及び私道以外に施設する地中電線を日本電気技術規格委員会規格 JESC E6007 (2021) 「直接埋設式(砂巻き)による低圧地中電線の施設」の「3. 技術的規定」により施設する場合はこの限りでない。

●150 頁 下から13行目

～ハの器具、逆変換装置～ → ～ハの器具、直流変換装置、逆変換装置～

●150 頁 下から7行目

四, 2 → 四, 五, 2 … (略)

●156 頁 1 行目～4 行目 (3) を削除する (4 行分)。

●166 頁 表 6-36『移動電線の種類』 の一部分を以下に差し替える。

1 種		○		
2 種	キャブタイヤケーブル			
3 種		○	○	○
4 種				
2 種		クロロレンキャブタイヤケーブル		
3 種	○		○	○
4 種				
2 種	クロロホルン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル			
3 種		○	○	○
4 種				
2 種		耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル		
3 種	○		○	○

●174 頁 下から 2 行目

～「日本電気技術規格委員会規格」JESC E6002：2011 に～



～民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」に～

●176 頁 下から 11 行目

～第 176 条の 2) → ～第 176 条第 2 項)

●177 頁 16 行目

～電極式の温泉器の施設～ → ～電極式の温水器の施設～

●178 頁 下から 2 行目

～出力 50kW 未満の太陽電池発電設備や出力 10kW 未満の燃料電池発電設備～



～出力 10kW 未満の太陽電池発電設備や燃料電池発電設備～

●178 頁 下 1 行目 の後に以下を追加する。

なお、「電事法」の改正（令和 5 年 3 月 20 日施行：令和 4 年法律第 74 号）により、小規模発電設備のうち、太陽電池発電設備（10kW 以上 50kW 未満）と風力発電設備（20kW 未満）については、小規模事業用電気工作物と位置づけられ、技術基準適合維持義務の対象となり、基礎情報の届出や使用前の自己確認が義務化された。

●179 頁 下から 5 行目 二 を削除する（1 行分）。



●179 頁 下から 1 行目

～第 45 条）。 → ～第 44 条）。

●192 頁 1 行目

～ 2 の 5～7） → ～ 2 の 4～6）

●197 頁 図 7－1 『一般建設業と特定建設業の区分』の図中文字

下請契約は 6,000 万円以上か → 下請契約は 7,000 万円以上か

下請契約は 4,000 万円以上か → 下請契約は 4,500 万円以上か

●198 頁 下から 2 行目

～請負代金額が 4,000 万円以上の～ → ～請負代金額が 4,500 万円以上の～

●203 頁 下から 1 行目

～免状の交付を受けた日から 2 年以内に～



～免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に～

●223 頁 表中【電気機械器具の種別】の欄 一番下

第 349 条第三号及び第 571 条第 1 項～ → 第 349 条第三号及び第 570 条第 1 項～

●237 頁 9 行目～18 行 を以下に差し替える。

なお、平成23（2011）年 6 月以降も、随時、改正が行われている。

(1) 平成27（2015）年 5 月 22 日法律第 26 号／平成 28（2016）年 5 月 21 日施行

電気通信事業分野における消費者保護施策として、携帯電話サービスや光回線インターネットサービスなどの電気通信サービスについて、書面交付義務、初期契約解除制度、適合性の原則、自動更新時の事前通知など、新たな消費者保護ルールを導入することを目的としている。

(2) 令和元（2019）年 5 月 17 日法律第 5 号／令和元（2019）年 10 月 1 日施行

モバイル市場の競争の促進及び利用者利益の保護施策として、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備することを目的としている。

(3) 令和 4（2022）年 6 月 17 日法律第 70 号／令和 5 年（2023）6 月 16 日施行

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、次の 3 つの措置を講じることを目的としている。

① 情報通信インフラの提供確保

② 安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

③ 電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

●247 頁 12 行目～13 行目

～対象としている。廃棄物～非化石エネルギーは、対象にはならない。



～対象としており，廃棄物～非化石エネルギーは対象にはならなかった。

●249 頁 下 1 行目 の後に以下を追加する。

なお，令和 4（2022）年 5 月に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「改正省エネ法」）が成立し，再生可能エネルギーも対象となった。

改正点は，次のとおりである。

- (1) 「エネルギー」の定義を拡大して，非石油エネルギー（自然熱，太陽光発電，風力発電，廃棄物発電など）を含む，全てのエネルギーの使用の合理化を求める。
- (2) 非石油エネルギーへの転換を求める。
- (3) 電気の需要の最適化を促す。

●250 頁 第 10 章のまとめ 5.

～「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（「省エネ法」）がある。



～「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（「改正省エネ法」）がある。

●251 頁 第 10 章の練習問題 5.

エネルギーの使用の合理化に関する法律において～  である。



エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律において～  ，  である。

●253 頁 4 行目

令和 2 年 6 月 12 日法律第 49 号 → 令和 5 年 3 月 20 日法律第 74 号

●253 頁 9行目～12行目

第2条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第38条第3項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、～



第2条 この法律において「一般用電気工作物等」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）及び小規模事業用電気工作物（同条第3項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、～

●255 頁 7行目～8行目

第5条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に～



第5条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第2項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に、小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第2項の経済産業省令で定める作業を除く。）又は自家用電気工作物に～

●257 頁 3行目

令和元年12月13日政令第183号 → 令和5年4月1日政令第365号

●258 頁 12行目

第7条 電気工事士試験（以下「試験」という。）は、筆記試験及び技能試験の方法により行なう。



第7条 電気工事士試験（以下「試験」という。）は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験（以下「学科試験」という。）及び技能試験の方法により行なう。

●258 頁 13行目～23行目（5か所）

筆記試験 → 学科試験

●259 頁 5 行目

二 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第18条の～



二 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律第94号）第1条の規定による改正前の鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第18条の～

●259 頁 12 行目～23 行目（7か所）

筆記試験 → 学科試験

●259 頁 下から 1 行目

第13条 法第10条第1項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。



第13条 法第10条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の右欄に定める金額）とする。

●261 頁 3 行目

令和3年3月30日経済産業省令第21号 → 令和5年7月5日経済産業省令第36号

●261 頁 11 行目～12 行目

第1条の2 法第2条第2項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、変電所、最大電力500 kW以上の需要設備、送電線路（発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路～



第1条の2 法第2条第2項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、蓄電所、変電所、最大電力500 kW以上の需要設備、送電線路（発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路～

●263 頁 表中 [内容] の欄 下から 11 行目

～昭和37年通商産業省令第85号 → ～平成25年経済産業省令第34号

●264 頁 14 行目

～各号の一に該当する～ → ～各号のいずれかに該当する～

●264 頁 表中〔認定の規準〕の欄 2 行目  
～第 38 条第 3 項に～ → ～第 38 条第 4 項に～

●265 頁 22 行目と下から 7 行目（2 か所）  
～写真 2 枚を添えて～ → ～写真を添えて～

●265 頁 下から 12 行目  
～住民票の写しを提出させることができる。



～住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（以下「住民票の写し等」という。）（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限る。）を提出させることができる。

●266 頁 6 行目と 21 行目（2 か所）  
～写真 2 枚を添えて～ → ～写真を添えて～

●266 頁 9 行目と下から 11 行目（2 か所）  
～第 30 条の 9 第 1 項の規定により～ → ～第 30 条の 9 の規定により～

●266 頁 11 行目  
～住民票の写しを提出させることができる。



～住民票の写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前 6 月以内に作成されたものに限る。））を提出させることができる。

●268 頁 下から 3 行目～ 2 行目（2 か所）  
筆記試験 → 学科試験

●269 頁 下から 5 行目～ 3 行目（2 か所）  
筆記試験 → 学科試験

●278 頁 3 行目  
令和 3 年 3 月 31 日経済産業省令第 28 号 → 令和 5 年 3 月 20 日経済産業省令第 96 号

●278 頁 12 行目

～第 38 条第 2 項に規定する～ → ～第 38 条第 1 項ただし書に規定する～

●278 頁 14 行目 の後に以下を追加する。

四 「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電氣的に接続されているものを除く。）をいう。

※以降、四～十八 → 五～十九 に修正する。

●278 頁 16 行目

～伝送するものをいう。 → ～伝送するもの（蓄電所を除く。）をいう。

●278 頁 17 行目と 23 行目（2 か所）

～発電所，変電所～ → ～発電所，蓄電所，変電所～

●281 頁 19 行目～20 行目

第15条の2 電気工作物（一般送配電事業，送電事業，特定送配電事業及び発電事業の用に供するものに限る。）の運転を～

↓

第15条の2 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）の運転を～

●281 頁 下から 5 行目

～一般送配電事業者の～ → ～一般送配電事業者又は配電事業者の～

●281 頁 下から 3 行目

～一般送配電事業の用に～ → ～一般送配電事業又は配電事業の用に～

●281 頁 下から 2 行目

～一般送配電事業に係る～ → ～一般送配電事業又は配電事業に係る～

●282 頁 7 行目～11 行目（3 か所）

～発電所又は変電所～ → ～発電所，蓄電所又は変電所～

●287 頁 下から 1 行目

以降改正の附則（略） → 途中改正の附則（略）

●287 頁 下から 1 行目 の後に以下を追加する。

附 則（令和 4 年 6 月 10 日経済産業省令第 51 号）

（施行期日）

1 この省令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）についてのこの省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第 15 条の 2 の適用については、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 4 年 11 月 30 日経済産業省令第 88 号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 362 号）の施行の日（令和 4 年 12 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 14 日経済産業省令第 96 号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 3 月 20 日）から施行する。

●288 頁 2 行目

令和 3 年 4 月現在 → 令和 5 年 4 月現在

●293 頁 練習問題（解答） 第 10 章 5. に以下を追加する。

(4) 再生可能エネルギー

●294 頁～295 頁

※( )内の最終改正年月日は、令和 3 年 7 月現在のものです。

最新の最終改正情報は、<G-GOV法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp>>でご確認ください。